**平成２３年（フ）第８６２号**
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目11番10号
債務者　松本美由紀（旧姓戸塚）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０４７号**
兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―110号
債務者　福岡　信子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０６７号**
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目３番48号
債務者　上地　明美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０７４号**
兵庫県西宮市平松町５番24号
債務者　三原　友香（旧姓岩**﨑**）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１０８２号**
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目11番６―104号
債務者　小野　貴史
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第１４０号**
岩手県花巻市二枚橋第６地割268番地９　二枚橋アパート202号、前住所岩手県花巻市湯口字大沢168番地２
債務者　樋廻　純平
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第７７号**
兵庫県たつの市龍野町堂本218番地１
債務者　鎌田　紗知（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２３年（フ）第８４号**
兵庫県淡路市久留麻2606番地１　大池台団地２―505
債務者　岩本住建こと　岩本　智之
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２３年（フ）第３８５号**
青森県上北郡東北町字向屋敷３番地
債務者　沼山　康博
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１３８２号**
神戸市兵庫区新開地５丁目１番８号　ユートピアコーベ201
債務者　渡辺　美幸（旧姓齋田）
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８４号**
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2573番地24
債務者　長井　　仁
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２３年（フ）第９９号**
青森県三沢市岡三沢４丁目61番地４号
債務者　黒滝友紀子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２３年（フ）第１９４４号**
さいたま市北区土呂町１丁目38番地10　丸山マンション101、旧住所東京都目黒区柿の木坂３丁目３番４号
債務者　鈴木　哲郎
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第９００号**
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目15番地１
債務者　下瀬　照男
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第９０１号**
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目15番地１
債務者　下瀬智恵子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第９０７号**
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地15　県住３―104
債務者　佐藤ひさみ
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第９０８号**
埼玉県富士見市関沢３丁目１番28号
債務者　中山　千秋
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部